

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>(追加)</p>